各 都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 各 都 道府 県教育委員会教育長 各 都 市 市 長 各 都 道府 県教育委員会教育長 各 指定都市教育委員会教育長 小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長 国 公 私 立 大 学 長 独立行政法人国立高等専門学校機構理事長各 国 公 私 立 高 等 専 門 学校機構理事長各 国 公 私 立 高 等 専 門 学校機構理事長 各 国 公 私 立 高 等 専 門 学校 長 独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長 ス ポ ー ツ 関 係 団 体 の 長

殿

スポーツ庁次長 藤 江 陽 子

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律等の公布について(通知)

このたび、別添のとおり、「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律(令和二年法律第六十八号)」(以下「オリパラ特措法等一部改正法」という。)が令和2年12月4日に公布されました。

また、「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(令和二年政令第三百七十二号)」(以下「オリパラ特措法等一部改正法施行期日政令」という。)及び「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和二年政令第三百七十三号)」(以下「オリパラ特措法等一部改正法整備政令」という。)が令和2年12月24日に公布されました。

これらの法律等の趣旨、内容及び施行期日等は、下記のとおりですので、十分御了知の上、適切に御対応くださいますようお願いします。

また、都道府県知事及び都道府県教育委員会教育長におかれては域内の市町村長及び市町村教育委員会教育長並びに所管又は所轄の学校その他の教育・スポーツ・文化関係機関等に対して、指定都市市長及び指定都市教育委員会教育長におかれては所管又は所轄の学校その他の教育・スポーツ・文化関係機関等に対して、国公立大学法人学長におかれては設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法第 12 条第1項の

認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校に対して、スポーツ関係団体の長におかれては傘下の関係団体等に対して、このことを十分周知願います。

記

第一 オリパラ特措法等一部改正法について

1. 改正の趣旨

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催を令和3年に延期することに伴い、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の設置期限の延長、令和3年における国民の祝日に関する法律の特例を定めるとともに、法人住民税、法人事業税、所得税及び法人税の特例措置の適用期限を延長する等の措置を講ずるもの。

2. 改正の内容

- (1) 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別 措置法の一部改正関係(第一条関係)
 - ア 法律の題名を「令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」とすること。
 - イ 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部は、 令和4年3月31日まで置かれるものとすること。
 - ウ 令和3年に限り、海の日を7月22日(オリンピック開会式前日)に、 山の日を8月8日(閉会式当日)に、スポーツの日を7月23日(開会式 当日)とすること。
- (2) 地方税法の一部改正関係(第二条関係) 法人住民税及び法人事業税の特例措置の適用期限を延長すること。
- (3) 租税特別措置法の一部改正関係(第三条関係) 所得税及び法人税の特例措置の適用期限を延長すること。
- (4) 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部改正関係(第四条関係) 所要の改正を行うこと。

3. 施行期日

令和2年12月28日

(公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされており、オリパラ特措法等一部改正法施行期日政令にて規定)

4. 留意事項

- ア 上記2.(1) ウの特例については、令和3年に限った措置であり、令和4年 以降は国民の祝日に関する法律の規定が適用されること。
- イ 各学校における授業や行事等の日程の設定等に当たっては、本改正による祝 日の移動を踏まえ、適切に対応すること。
- ウ 大学、高等専門学校(以下「大学等」という。)にあっては、令和3年度の学 事暦の設定について「平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピ

ック競技大会特別措置法及び平成31年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律による国民の祝日に関する法律の特例措置等を踏まえた対応について(通知)」(平成30年7月26日付30ス庁第236号)に示したとおりであること。

第二 オリパラ特措法等一部改正法施行期日政令について オリパラ特措法等一部改正法の施行期日は、令和2年12月28日とすること。

第三 オリパラ特措法等一部改正法整備政令について

1. 趣旨

オリパラ特措法等一部改正法の施行に伴い、令和3年に開催される東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備又は運営のために使用する施設の用に供する国有財産を無償で使用させることができる期限を定める等関係政令の規定を整備するもの。

2. 内容

(1) 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別 措置法施行令の一部改正関係(第一条関係)

国が令和3年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第14条の規定により国有財産を無償で使用させることができるのは、令和4年3月31日までを限度とすること。

- (2) 関係政令の整備(第一条から第四条まで関係) 関係政令について、所要の規定を整備すること。
- 3. 施行期日

令和2年12月28日

(オリパラ特措法等一部改正法の施行の日)

添付資料

- 【別添1-1】平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技 大会特別措置法等の一部を改正する法律
- 【別添1-2】平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技 大会特別措置法等の一部を改正する法律 新旧対照表
- 【別添2】平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会 特別措置法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令
- 【別添3-1】平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技 大会特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の 整備に関する政令
- 【別添3-2】平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技 大会特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の 整備に関する政令 新旧対照表
- 【別添4】「平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成31年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律による国民の祝日に関する法律の特例措置等を踏まえた対応について(通知)」(平成30年7月26日付30ス庁第236号)

【本件連絡先】

スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課

遠藤、田崎、米山

電話:03-5253-4111 (内線 3953)

FAX: 03-6734-3955

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正す

る法律

(平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一 部改正)

第一条 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法 (平成二十七年

法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法

第一条中「平成三十二年」を「令和三年」に改める。

第十条中 「平成三十三年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第二十条第四項、 第二十九条第三項、 第三十条第三項及び第三十一条第 項 中 「平成三十二年 東京オリ

ンピ ック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」を「令和三年東京オリンピック競 技大会

東京パラリンピック競技大会特別措置法」に改める。

第三十二条中 「平成三十二年」 を「令和二年」に、 \bigcup 第一条」を「。 以下この条において 「祝日法」

という。) 第一条」に、 「いう」を「いう。 次項において同じ」に、 「同法」 を「祝日法」 に改め、 同条

に次の一項を加える。

2 令和三年の国 民の祝日に関する祝日法の 規定の適用については、 祝日法第二条海の日の項中「七月の

第三月曜日」とあるのは「七月二十二日」と、 同条山の日の項中 「八月十一日」とあるのは 「八月八日

と、 同 条スポ ッの 日 の項中 「十月の第二月曜日」 とあるのは 「七月二十三日」とする。

(地方税法の一部改正)

第二条 地方 税法 (昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

附 || 則第七条の六第一項及び第八条の六第一項中「令和二年に」を「令和三年に」に、 「令和二年十二月

三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第三条 租 税 特 別措 置 法 (昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第四 十一 条の二十三の見出し中「令和二年」を「令和三年」に改め、 同条第一項中「令和二年に」を「

令和三年に」に、 「令和二年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、 同条第三項中「令

和二年十二月三十一日」 を「令和三年十二月三十一日」に改め、 同条第四項各号中「令和二年」を「令和

三年」に改める。

第六十七条の十六の二の見出し中「令和二年」を「令和三年」に改め、 同条第一 項 中 「令和二年に」を

「令和三年に」に、 「令和二年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一 日」に改め、 同 条第二項中「

令和二年十二月三十一日」を「令和三年十二月三十一日」に改め、 同条第三 一項中 「令和二年」 を 「令和三

年」に改める。

(平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部改正)

第四条 平成三十一年ラグビーワ ル ドカップ大会特別措置法 (平成二十七年法律第三十四号) の一部を次

のように改正する。

第一条中「その翌年」を「令和三年」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

無人航空機等 0 飛行による危害 の発生を防止するため 0) 航空法 及 び重 要施 設 \mathcal{O} 周 辺 地 域 \mathcal{O} 上空に おける

小 型 無 人 機 等 \mathcal{O} 飛 行 \mathcal{O} 禁 止 に関 す る法 律 \mathcal{O} 部 を 改 正 す Ź 法 律 \mathcal{O} 部 改 正

2 無 人航 空 機 等 0 飛 行による危害 0 発生を防止するための 航空法 . | | | | | | 重 要 **施設** 0 周 辺地 域 $\widehat{\mathcal{O}}$ 上空に お ける

小型無人機等 の飛行の禁止に関する法律 .. の 一 部を改正する法律 (令和二年法律第六十一号。 次項に お ** \ 7

航空法等 部 改 Ē 法 という。 \mathcal{O} 部を次のように改正する。

附 則 第 + 兀 条 (見 出 L を含む。 中 平 成三十二年東京オリンピ ツ ク 競 技 大会 東 京

パ

ラリンピ

ツ

ク 競

技大会特 別 措 置 法 を 「令和三年東京オリンピ ツ ク 競: 技大会 東京パラリンピ ツク 競 技大会特別措 置 法

に改める。

(調整規定)

3 \mathcal{O} 法 律 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 が 航 空法等 部 改 Ē 法 附則 第 条 第 号に掲げる規定の施 行の 日 以後となる場合に

は、前項の規定は、適用しない。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律 新旧対照条文

○無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一 ○平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法(平成二十七年法律第三十四号) ○租税特別措置法 ○地方税法 ○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年法律第三十三号) 改正する法律 目 次 (令和二年法律第六十一号) (附則第二項関係) (第四条関係) ……………… (第一条関係) : : : : : : : 12 部を

(傍線の部分は改正部分)

2 · 3 (略)	2 · 3 (略)
第二十条 (略)	第二十条 (略)
(国家公務員共済組合法の特例)	(国家公務員共済組合法の特例)
第十条 本部は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。	第十条 本部は、令和四年三月三十一日まで置かれるものとする。
(設置期限)	(設置期限)
්	
定めるとともに、国有財産の無償使用等の特別の措置を講ずるものとす	るとともに、国有財産の無償使用等の特別の措置を講ずるものとする。
パラリンピック競技大会推進本部の設置及び基本方針の策定等について	リンピック競技大会推進本部の設置及び基本方針の策定等について定め
の円滑な準備及び運営に資するため、東京オリンピック競技大会・東京	滑な準備及び運営に資するため、東京オリンピック競技大会・東京パラ
規模かつ国家的に特に重要なスポーツの競技会であることに鑑み、大会	かつ国家的に特に重要なスポーツの競技会であることに鑑み、大会の円
会及び東京パラリンピック競技大会(以下「大会」と総称する。)が大	び東京パラリンピック競技大会(以下「大会」と総称する。)が大規模
第一条 この法律は、平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大	第一条 この法律は、 令和三年 に開催される東京オリンピック競技大会及
(趣旨)	(趣旨)
大会牧另推置沒	特別推置沒
	伊川特別は 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会
現行	改正後

4 各号」とあるのは めるものとし、 これらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定 「及び国の負担金」 東京パラリンピック競技大会特別措置法 派遣職員に関する国共済法の規定の適用については、 項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあるのは その他の職員」と、 「第三号」と、 とあるのは 「当該各号」とあるのは 国共済法第九十九条第二項中 令和三年東京オリンピック競技大会 (平成二十七年法律第三十三 国共済法第二条 「同号」と、 「並びに 次

4

合を含む。 同条第五項 三号及び第四号」とあるのは 第九十九条第二項及び第五項」と、同条第四項中「第九十九条第二項第 第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とあるのは により読み替えて適用する場合を含む。 会及び国」と、 とあり、 中 は 号) 第八条第一 又は職員団体」 の負担金及び国の負担金」 「各省各庁の長 組織委員会の負担金及び国の負担金」と、 及び (同条第五項) 以下この項において同じ。 (同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場 国 とあるのは 項に規定する組織委員会 「第九十九条第二項 (環境大臣を含む。)、 行政執行法人又は職員団体」とあるのは とあるのは 「組織委員会及び国」とする。 と 「第九十九条第二項第三号」と、 同項第三号中 (同条第六項から第八項までの規定)」とあるのは (同項」と、 (以 下 及び第五項 行政執行法人又は職員団 国共済法第百二条第一項 「組織委員会」という。 「国の負担金」とあるの 国 「及び同条第五項 (同条第七項及び 行政執行法 「組織委員 「並びに 体

るのは う。) 第一項第五号及び第六号中「とし、 法人又は職員団体」とあるのは 五項」と、 る場合を含む。 びに同条第五項 項第三号及び第四号」とあるのは は 及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」とあるの 規定により読み替えて適用する場合を含む。 委員会及び国」と、 体」とあり、 十三号)第八条第一 大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法 各号」とあるのは めるものとし、 これらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規 「及び国の負担金」とあるのは 項中 派遣職員に関する国共済法の規定の適用については、 「第九十九条第二項及び第五項」と、同条第四項中「第九十九条第二 の負担金及び国の負担金」 「各省各庁の長 「組織委員会の負担金及び国の負担金」と、 及び その他の職員」と、 (同条第五項) 以下この項において同じ。 (同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用 国、 「第三号」と、 項に規定する組織委員会 「第九十九条第二項 (環境大臣を含む。 行政執行法人又は職員団体」とあるのは とあるのは 「組織委員会及び国」とする。 と 「第九十九条第一 「当該各号」とあるのは その他の職員」とあるのは 国共済法第九十九条第二項中 平成三十二年東京オリンピック競技 同項第三号中 (同条第六項から第八項までの)」とあるのは「及び同条第 (同項」)及び第五項 (以下 行政執行法人又は (平成二十七年法律第三 二項第三号」と、 と 国共済法第百二条第 「組織委員会」 「国の負担金」 国共済法第二条 国 「同号」と、 (同条第七 行政執行 並 **処則で定** 職員団 組 次 とあ とい びに 並 織 項

5

5

略

(対象大会関係施設の指定等)

(略)

第二十九条

(略

3

令和三 三項中 と読み替えるものとする。 係施設及び当該対象大会関係施設」 国要人の所在する場所に係る対象外国公館等」とあるのは「対象大会関 は、 域 措置法第二十九条第一項」と、 とあるのは 所を指定し、 第二十九条第一項」と、 京パラリンピック競技大会特別措置法 定並びに当該指定の解除について準用する。 区域並びに当該対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の指 項の規定による対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設の敷地又は とあるのは 並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を指定する場合に 同条第五項中 小型無人機等飛行禁止法第五条第三項から第八項までの規定は、 その旨 |年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別 第 (対象外国公館等として外国要人の所在する場所及び当該外 「対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設」と、 項 及び当該外国要人の所在する場所に係る対象外国公館等」 「同条第二項」と、 「対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区 とあるのは 「対象外国公館等として外国要人の所在する場 「令和三年東京オリンピック競技大会・東 「第二項」とあるのは 同条第四項中 ー と (平成二十七年法律第三十三号) 「期間)」とあるのは この場合において、 「第一項」とあるのは 「同条第二項」と 「期間 同条第 「前項 前二 3

(対象空港の指定等)

(対象大会関係施設の指定等

第二十九条 (略)

2 (略)

三項中 象大会関係施設及び当該対象大会関係施設」 び当該外国要人の所在する場所に係る対象外国公館等」とあるのは る場合には、 地又は区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を指定す 二項」と、 大会特別措置法第二十九条第一項」と、 は 前項」とあるのは 等」とあるのは る場所を指定し、 号)第二十九条第一項」と、 定並びに当該指定の解除について準用する。 区域並びに当該対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域の指 項の規定による対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設の敷地 「期間」と読み替えるものとする。 東京パラリンピック競技大会特別措置法 小型無人機等飛行禁止法第五条第三項から第八項までの規定は、 「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピッ 第一 同条第五項中「対象外国公館等及び当該対象外国公館等の その旨 項」とあるのは 「対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設」と、 及び当該外国要人の所在する場所に係る対象外国公館 「同条第二項」 (対象外国公館等として外国要人の所在する場所及 「対象外国公館等として外国要人の所在 「平成三十二年東京オリンピック競技大会 と、 同条第四項中 「第二項」とあるのは ー と、 (平成二十七年法律第三十三 この場合において、 期間)」とあるのは 第一 項」とあるの 「同条第 同条第 ク競技 又は 前二 対

(対象空港の指定等)

第三十条 (略

2 (略)

3

所に係る対象外国公館等」 玉 玉 象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当該対象外 条第二項」 とあるのは 所を指定し、 法第三十条第 用する。 象空港に係る対象空港周辺地域の指定並びに当該指定の解除について準 項 ンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第三十条第 三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置 項」と、 .公館等として外国要人の所在する場所及び当該外国要人の所在する場 一公館等に係る対象施設周辺地域を指定する場合には、 の規定による対象空港及び当該対象空港の敷地又は区域並びに当該対 型無人機等飛行禁止法第五条第三項から第八項までの規定は、 この場合において、 と 「対象空港及び当該対象空港」と、 「第二項」とあるのは 及び当該外国要人の所在する場所に係る対象外国公館等」 項」と、 同条第四項中 「対象外国公館等として外国要人の所在する場 とあるのは 同条第三項中 第一 「同条第二項」と、 項」とあるのは 「対象空港及び当該対象空港」 第 一項」 「前項」とあるのは 「令和三年東京オリ とあるのは 同条第五項中 その旨 (対象外 令和 前二 対 同 لح 3

ける小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の適用等)(対象大会関係施設及び対象空港に係る重要施設の周辺地域の上空にお

期間)」とあるのは

「期間」と読み替えるものとする。

及び対象大会関係施設周辺地域が指定された場合又は前条第一項及び第3三十一条 第二十九条第一項及び第二項の規定により対象大会関係施設

第三十条 (略)

2 (略)

項中 措置法第三十条第一 空港」と、 在する場所に係る対象外国公館等」 該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を指定する場合には、 三十条第一項」と、 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法 等」とあるのは る場所を指定し、 三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別 用する。 象空港に係る対象空港周辺地域の指定並びに当該指定の解除につ 項の規定による対象空港及び当該対象空港の敷地又は区域並びに当該 「同条第二項」 (対象外国公館等として外国要人の所在する場所及び当該外国要人の 小型無人機等飛行禁止法第五条第三項から第八項までの規定は、 「対象外国公館等及び当該対象外国公館等の敷地又は区域並びに当 この場合において、 「期間)」とあるのは と 「対象空港及び当該対象空港」と、 及び当該外国要人の所在する場所に係る対象外国 項」と、 同条第四項中 「第二項」とあるのは 同条第三項中 「対象外国公館等として外国要人の 第一 「期間」と読み替えるものとする とあるのは 項」とあるのは 「同条第二項」と、 第 「対象空港及び当該対 項 「前項」とあるの とあるのは 「平成三 同条第五 十二年 いて準 その旨 所 「平成 |公館 在 前 所

ける小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の適用等) (対象大会関係施設及び対象空港に係る重要施設の周辺地域の上空にお

及び対象大会関係施設周辺地域が指定された場合又は前条第一項及び第第三十一条第二十九条第一項及び第二項の規定により対象大会関係施設

係る対象施設周辺地域にあっては当該対象空港の管理者」とする。 る者及び対象空港の管理者」と、 技大会特別措置法第二十九条第一項の規定により対象大会関係施設とし 定により対象空港として指定された施設 競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第三十条第一項の規 象施設及びその」 等飛行禁止法第八条中「又は前条第一項」とあるのは「若しくは前条第 無人機等飛行禁止法の規定を適用する。この場合において、 域を同条第二項に規定する対象施設周辺地域とそれぞれみなして、 象大会関係施設周辺地域又は当該対象空港周辺地域として指定された地 を小型無人機等飛行禁止法第二条第一項に規定する対象施設と、 1 二項の規定により対象空港及び対象空港周辺地域が指定された場合にお て指定された施設にあっては、 くは第三十条第一項」と、 大会特別措置法 「管理者 という。 ては、 項又は合和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技 当該対象大会関係施設又は当該対象空港として指定された施設 同条第三項中「第二号に定める者」とあるのは 各号に定める者」とあるのは (令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競 並びにこれらの」と、 (平成二十七年法律第三十三号) とあるのは 小型無人機等飛行禁止法第九条第二項中 「対象施設及び令和三年東京オリンピック 同法第八条第一項に規定する組織委員会 「及び次の」とあるのは「並びに次の 同項第一号中 「各号に定める者及び対象空港に (次項において単に「対象空港 第二十九条第一項若し 「管理者」とあるのは 「第二号に定め 小型無人機 当該対 小型 対対

いては、 二項の規定により対象空港及び対象空港周辺地域が指定された場合にお 関係施設として指定された施設にあっては、 とする。 び対象空港に係る対象施設周辺地域にあっては当該対象空港の管理者 第二号に定める者及び対象空港の管理者」と、 る組織委員会)」と、 リンピック競技大会特別措置法第二十九条第一項の規定により対象大会 あるのは 対象空港」という。)並びにこれらの」と、 若しくは第三十条第一項」と、小型無人機等飛行禁止法第九条第二項中 競技大会特別措置法 等飛行禁止法第八条中「又は前条第一項」とあるのは「若しくは前条第 無人機等飛行禁止法の規定を適用する。この場合において、 域を同条第二項に規定する対象施設周辺地域とそれぞれみなして、 象大会関係施設周辺地域又は当該対象空港周辺地域として指定された地 を小型無人機等飛行禁止法第二条第一項に規定する対象施設と、 ンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第三十条第 「並びに次の」 「対象施設及びその」とあるのは 項の規定により対象空港として指定された施設 項又は平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック 当該対象大会関係施設又は当該対象空港として指定された施設 管理者 と、 (平成三十二年東京オリンピック競技大会・ 「各号に定める者」とあるのは (平成二十七年法律第三十三号) 同条第三項中 「対象施設及び平成三十二年東京オリ 「第二号に定める者」とあるのは 同法第八条第一 同項第一号中 「及び次の」とあるの (次項において単に 「各号に定める者及 第二十九条第一項 小型無人機 管理 項に規定す 東京パラ 当該対 者 小型 لح

略

2

2

略

2 第三十二条 条スポーツの 法第二条海の日の項中「七月の第三月曜日」とあるのは「七月二十二日 日」とあるのは「七月二十四日」とする。 とあるのは「八月十日」と、同条スポーツの日の項中「十月の第二月曜 日」とあるのは「七月二十三日」と、 の規定の適用については、祝日法第二条海の日の項中「七月の第三月曜 条に規定する国民の祝日をいう。 三年法律第百七十八号。 とする。 令和三年の国民の祝日に関する祝日法の規定の適用については、 同条山の日の項中「八月十一日」とあるのは 令和二年の国民の祝日(国民の祝日に関する法律(昭和二十 日の項中 「十月の第二月曜日」とあるのは 以下この条において「祝日法」という。)第一 次項において同じ。)

に関する祝日法 同条山の日の項中「八月十一日」 「八月八日」と、 「七月二十三日 祝 日 第三十二条 (新設) + 第二月曜日」とあるのは 第三月曜日」とあるのは「七月二十三日」と、 日」とあるのは「八月十日」と、 平成三十二年の国民の祝日 「七月二十四日」とする

関する同法の規定の適用については、同法第二条海の日の項中「七月の 二十三年法律第百七十八号)第一条に規定する国民の祝日をいう。 同条スポーツの日の項中 (国民の祝日に関する法律 同条山の 日の項中 一十月 「八月 (昭 しに 和

- 6 -

$\overline{}$
傍線
0
部八
分は
は
改
正
部
分
$\overline{}$

改正後	現行
附則	附則
第七条の六 道府県は、恒久的施設を有する外国法人(第二十三条第一項	第七条の六 道府県は、恒久的施設を有する外国法人(第二十三条第一項
第三号ロに規定する外国法人をいう。以下この項において同じ。)のう	第三号ロに規定する外国法人をいう。以下この項において同じ。)のう
ち令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピ	ち令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピ
ック競技大会(第三項において「大会」という。)の円滑な準備又は運	ック競技大会(第三項において「大会」という。)の円滑な準備又は運
営に関する業務を行う外国法人で政令で定める者(以下この項及び次項	営に関する業務を行う外国法人で政令で定める者(以下この項及び次項
において「大会関連外国法人」という。)に対しては、当該大会関連外	において「大会関連外国法人」という。)に対しては、当該大会関連外
国法人の平成三十一年四月一日から令和三年十二月三十一日までの間に	国法人の平成三十一年四月一日から令和二年十二月三十一日までの間に
開始する各事業年度(以下この条において「特定事業年度」という。)	開始する各事業年度(以下この条において「特定事業年度」という。)
に限り、第二十四条第一項の規定にかかわらず、道府県民税の均等割及	に限り、第二十四条第一項の規定にかかわらず、道府県民税の均等割及
び法人税割を課することができない。ただし、大会関連外国法人が租税	び法人税割を課することができない。ただし、大会関連外国法人が租税
特別措置法第六十七条の十六の二第一項に規定する国内源泉所得に係る	特別措置法第六十七条の十六の二第一項に規定する国内源泉所得に係る
事業(以下この条において「大会関連事業」という。)以外の事業を行	事業(以下この条において「大会関連事業」という。)以外の事業を行
う場合は、この限りでない。	う場合は、この限りでない。
2~4 (略)	2~4 (略)
第八条の六 道府県は、恒久的施設を有する外国法人(第七十二条第一項	第八条の六 道府県は、恒久的施設を有する外国法人(第七十二条第一項
第五号に規定する外国法人をいう。以下この項において同じ。)のうち	第五号に規定する外国法人をいう。以下この項において同じ。)のうち

。)に限り、第七十二条の二第一項の規定にかかわらず、事業税を課す ることができない。 までの間に開始する各事業年度(次項において「特定事業年度」という 大会関連外国法人の平成三十一年四月一日から令和三年十二月三十一日 係る事業(次項において「大会関連事業」という。)に対しては、当該 租税特別措置法第六十七条の十六の二第一項に規定する国内源泉所得に 定める者(以下この条において「大会関連外国法人」という。)が行う ク競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人で政令で 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピッ

。)に限り、第七十二条の二第一項の規定にかかわらず、事業税を課す ることができない。 までの間に開始する各事業年度(次項において「特定事業年度」という 大会関連外国法人の平成三十一年四月一日から合和二年十二月三十一日 係る事業(次項において「大会関連事業」という。)に対しては、当該 租税特別措置法第六十七条の十六の二第一項に規定する国内源泉所得に 定める者(以下この条において「大会関連外国法人」という。)が行う ク競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人で政令で 令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピッ

2

(略)

2

(略

$\overline{}$
傍線
0)
部
分
は
改
正
部
分

するものである場合には所得税法第七条第一項第五号、第百七十八条及	するものである場合には所得税法第七条第一項第五号、第百七十八条及
外国法人の法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当	外国法人の法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当
われる同号の業務に係るものに限る。)については、当該使用料が当該	われる同号の業務に係るものに限る。)については、当該使用料が当該
平成三十一年四月一日から <mark>令和二年十二月三十一日</mark> までの間において行	平成三十一年四月一日から令和三年十二月三十一日までの間において行
税法第百六十一条第一項第十一号に掲げる使用料で政令で定めるもの(税法第百六十一条第一項第十一号に掲げる使用料で政令で定めるもの(
3 大会関連業務を行う外国法人で政令で定めるものが支払を受ける所得	3 大会関連業務を行う外国法人で政令で定めるものが支払を受ける所得
2 (略)	2 (略)
V \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	V.°°
該参加又は当該提供に係るものに限る。)については、所得税を課さな	該参加又は当該提供に係るものに限る。) については、所得税を課さな
平成三十一年四月一日から令和二年十二月三十一日までの間における当	平成三十一年四月一日から令和三年十二月三十一日までの間における当
項第十二号イ又は第十七号に掲げる国内源泉所得で政令で定めるもの(項第十二号イ又は第十七号に掲げる国内源泉所得で政令で定めるもの(
の提供を行う非居住者で政令で定めるものの所得税法第百六十一条第一	の提供を行う非居住者で政令で定めるものの所得税法第百六十一条第一
する業務をいう。第三項において同じ。)に係る勤務その他の人的役務	する業務をいう。第三項において同じ。)に係る勤務その他の人的役務
う。)に参加をし、又は大会関連業務(大会の円滑な準備又は運営に関	う。)に参加をし、又は大会関連業務(大会の円滑な準備又は運営に関
しくは東京パラリンピック競技大会(以下この項において「大会」とい	しくは東京パラリンピック競技大会(以下この項において「大会」とい
第四十一条の二十三 令和二年に開催される東京オリンピック競技大会若	第四十一条の二十三 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会若
ック競技大会に参加等をする非居住者等に係る課税の特例)	ック競技大会に参加等をする非居住者等に係る課税の特例)
(令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピ	(令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピー)
現	改正後

のでない場合には所得税を課さないものとする。人の法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するもび第百七十九条の規定は適用しないものとし、当該使用料が当該外国法

4 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

加等をする非居住者等に係る課税の特例)に規定する国内源泉所得に取引(租税特別措置法第四十一条の二十三第一項(令和三年に開催さいては、同項及び同条第一項中「内部取引」とあるのは、「内部所得税法第百六十六条の二第二項及び第二百三十二条の規定の適用

係るものを除く。)」とする

者等に係る課税の特例)の規定の適用があるものを除く。)」とする国内源泉所得」とあるのは、「規定する国内源泉所得(租税特別措置法第四十一条の二十三第一項(令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住の規定の適用については、同条中「規定す

ック競技大会に関連する業務を行う外国法人に係る課税の特例)(令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピ

の平成三十一年四月一日から令和三年十二月三十一日までの間に開始すの円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人で政令で定めるもの開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会第六十七条の十六の二 恒久的施設を有する外国法人のうち、令和三年に

のでない場合には所得税を課さないものとする。人の法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に該当するもび第百七十九条の規定は適用しないものとし、当該使用料が当該外国法

第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

4

係るものを除く。)」とする。 「係るものを除く。)」とする。 「係るものを除く。)」とする。 「係るものを除く。)」とする。 「係るものを除く。)」とする。 「保るものを除く。)」とする。 「内部取引」とあるのは、「内部 「内部取引」とあるのは、「内部 「内部取引」とあるのは、「内部 「内部取引」とあるのは、「内部 「内部取引」とあるのは、「内部 「内部取引」とあるのは、「内部

者等に係る課税の特例)の規定の適用があるものを除く。)」とするのの一般技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住置法第四十一条の二十三第一項(令和二年に開催される東京オリンピー 所得税法第二百三十三条の規定の適用については、同条中「規定す

ック競技大会に関連する業務を行う外国法人に係る課税の特例)(令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピ

の平成三十一年四月一日から令和二年十二月三十一日までの間に開始すの円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人で政令で定めるもの開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会第六十七条の十六の二 恒久的施設を有する外国法人のうち、令和二年に

得で政令で定めるものについては、法人税を課さない。 る各事業年度の法人税法第百三十八条第一項第一号に掲げる国内源泉所

2 の規定の適用については、ないものとみなす。 失の額として政令で定める金額は、法人税法その他法人税に関する法令 までの間に開始する各事業年度の同項に規定する国内源泉所得に係る損 前項の外国法人の平成三十一年四月一日から合和三年十二月三十一日

3 二項及び第百五十条の二の規定の適用については、 の特例) 東京パラリンピック競技大会に関連する業務を行う外国法人に係る課税 十六の二第一項 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第百四十六条の二第 「内部取引」とあるのは、 に規定する国内源泉所得に係るものを除く。)」とする。 (令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は 「内部取引(租税特別措置法第六十七条の 同項及び同条第一項

> る各事業年度の法人税法第百三十八条第一項第一号に掲げる国内源泉所 得で政令で定めるものについては、法人税を課さない。

2 失の額として政令で定める金額は、法人税法その他法人税に関する法令 の規定の適用については、ないものとみなす。 までの間に開始する各事業年度の同項に規定する国内源泉所得に係る損 前項の外国法人の平成三十一年四月一日から令和二年十二月三十一日

3

二項及び第百五十条の二の規定の適用については、 の特例)に規定する国内源泉所得に係るものを除く。)」とする。 東京パラリンピック競技大会に関連する業務を行う外国法人に係る課税 十六の二第一項(令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は 中 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第百四十六条の二第 「内部取引」とあるのは、 「内部取引(租税特別措置法第六十七条の 同項及び同条第一項

4 (略)

4

略

(傍線の部分は改正部分)

置を講ずるものとする。	及び運営に資するため、寄附金付郵便葉書等の発行の特例等の特別の措 及び運営に資するため、	するものであることに鑑み、ラグビーワールドカップ大会の円滑な準備 するものであるこ	大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営と密接な関連を有 大会及び東京パラ	ップ大会の準備及び運営が令和三年に開催される東京オリンピック競技 ップ大会の準備及	家的に重要なスポーツの競技会であること、並びにラグビーワールドカー家的に重要なスポ	大会(以下「ラグビーワールドカップ大会」という。)が大規模かつ国 大会(以下「ラグ	第一条 この法律は、平成三十一年に開催されるラグビーワールドカップ 第一条 この法律は、	(趣旨) (趣旨)	改 正 後
する。	ため、寄附金付郵便葉書等の発行の特例等の特別の措	するものであることに鑑み、ラグビーワールドカップ大会の円滑な準備	ラリンピック競技大会の準備及び運営と密接な関連を有	ップ大会の準備及び運営がその翌年に開催される東京オリンピック競技	要なスポーツの競技会であること、並びにラグビーワールドカ	(以下「ラグビーワールドカップ大会」という。) が大規模かつ国	、平成三十一年に開催されるラグビーワールドカップ		現行

○無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を

(傍線の部分は改正部分)

改正する法律(令和二年法律第六十一号)(附則第二項関係)

「第九条第一項」を「第十条第一項」に改める。	「第九条第一項」を「第十条第一項」に改める。
当該対象空港の」を「当該対象大会関係空港の」に改め、同条第二項中	当該対象空港の」を「当該対象大会関係空港の」に改め、同条第二項中
大会関係空港の」に、「対象空港に」を「対象大会関係空港に」に、「	大会関係空港の」に、「対象空港に」を「対象大会関係空港に」に、「
」に、「第二号」を「第四号」に、「及び対象空港の」を「並びに対象	」に、「第二号」を「第四号」に、「及び対象空港の」を「並びに対象
」を「第十条第二項」に、「単に「対象空港」を「「対象大会関係空港	」を「第十条第二項」に、「単に「対象空港」を「「対象大会関係空港
第三十一条第一項中「第八条中」を「第九条中」に、「第九条第二項	第三十一条第一項中「第八条中」を「第九条中」に、「第九条第二項
に改正する。	正する。
競技大会特別措置法(平成二十七年法律第三十三号)の一部を次のよう	大会特別措置法 (平成二十七年法律第三十三号) の一部を次のように改
第十四条 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック	第十四条 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技
会特別措置法の一部改正)	別措置法の一部改正)
(平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大	(令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特
附 則	附則
現	改正後

政令第三百七十二号

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正す

る法律の施行期日を定める政令

内閣は、 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改

正する法律 (令和二年法律第六十八号) 附則第一 項の規定に基づき、この政令を制定する。

平成三十二年東京オリンピック競技大会 ・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一 部を改正する法

律の施行期日は、令和二年十二月二十八日とする。

政令第三百七十三号

平成三十二年 東京オリンピック競技大会・ 東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一 部を改正す

る法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内 閣 は、 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等 0 部を改

正する法律 (令和二年法律第六十八号) の施行に伴い、 及び令和三年東京オリンピッ ク競技大会・ 東京パラ

リンピ ツ ク競技大会特別措 置法 平 成二十七年法律第三十三号) 第十四条 の規定に基づき、 こ の 政 令を 制定

する。

(平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令の一 部改正)

第一条 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令 (平成二

十七年政令第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

令和三年 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施 行令

第一 条 第 項 中 「平成三十二年東京オリンピック競技大会・ 東京パラリンピック競技大会特別措置法」

を 令 和三年東京オリンピ ツ ク競 技大会・東京パラリンピ ラック競! 技大会特別措置法」 に改め、 同条第三項

中 平 成三十三年三月三十一日」 を 令 和 四年三月三十一 日 に 改 め る。

第三条 \mathcal{O} 表 第四 条第四 項及び第七項並びに第七 条の表中「平成三十二年東京オリンピック競 **陇技大会**

東京パラリンピ ック競技大会特別措置法」 を 「令和三年東京オリンピック競技大会 ・東京パラリンピ ツク

競技大会特別措置法」に改める。

厚 生 年 金保 険 法 施 行令及び平成三十一年ラグビ ーワー ル ド · 力 ップ大会特 別措置法 施行 令 \mathcal{O} 部 改正

第二条 次に 1掲げ る政令の 規定中 「平成三十二年東京オリンピッ ク競技大会・ 東京パラリンピ ツ ク 競技大会

特 別措| 置法」 を 「令和三年東京オリンピ ック競技大会・東京パラリンピ ック競技大会特別措置 法 に改め

る。

厚 生 年 金保 険法 施 行 令 昭 和二十九年政令第百十号) 第四条の二第一 項第六号、 第二項第七号、 第三

項第六号及び第四項第七号

平成三十一年ラグビ ヮ] ルドカップ大会特別措置法施行令 (平成二十七年政令第二百五十八号) 第

五条第一項第九号

(租税特別措置法施行令等の一部改正)

第三条 次に 掲げる政 令 \mathcal{O} 規定中 「令和二年」 を「令和三年」 に改 いめる。

租税特 別措置法施行令 (昭和三十二年政令第四十三号)第二十六条の三十三の見出し、 同条第一項第

号、 第四号及び第五号、 第三十九条の三十三の三の見出し並びに同条第一項第一号及び第二号並 立びに

第三項

通貨 の単 位及び貨幣 の発行等に関する法 律施 行令 (昭 和六十三年政令第五十号) 別表第一 第七号、 第

一十七号、第三十八号及び第五十四号、 別表第三第二号、 第二十一号、 第三十二号及び第四十八号並び

に 別表第四第三十号、 第三十一号及び第四十一号から第四十三号まで

文部 科学省組 織令 (平成十二年政令第二百五十一号) 第九十条第一号

(平成三十七年に開 催される国際 博覧会 の準備及び 運営の ために必要な特別措置に関する法律施行令の

部改正)

第四条 平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令

(令和元年政令第三号) の一部を次のように改正する。

第六条第 項第九1 八号中 「平成三十二年東京オリンピッ ク競技大会・ 東京パラリンピック競 技大会特 別措

置 法 を 令 和三 年 東 京 オ リンピ ツ ク 競 技 大会 東 京 パ ラリン に。 ツ ク 競 技 大会特 別 措置 法 12 改 め る。

第七 之 条 の表平成三十二年東京オリンピ ツ ク競技大会・ 東京パラリンピ ック競技大会特 別措置 法 施 行令

平. 成二十七 年政令第二百 五十六号) の項中 「平成三十二年東京オリンピ ック競技大会・ 東京パ ラリンピ ツ

ク 競 技大会特別措 置 法施 行 令」 を 令和 三年東京オリンピ ラック競 **热技大会** • 東京パラリンピ ツ ク 競 技 大会: 特

別 措 置 法 施 行 令 に 改 め、 同 表 平 成三十一年ラグビ ワ] ル ド 力 ツ プ 大会: 特 別 措 置 法 施 行 令 平 成二十七

年 政 令第二百五十八号) 0) 項中 「平成三十二年東京オリンピ ツ ク 競 脱技大会 東京パラリンピ ツク 競技大会

特 莂 措 置法」 を 「令和三年東京オリンピ ツ ク競技大会 東京パラリンピ ック競技大会特別措置 法 に改め

る。

附則

 \mathcal{O} 政 令 は 平成三十二年東京オリンピ ツ ´ ク 競 戏技大会 東京パラリンピック競技大会特別措置法等の 部

を改正する法律の施行の日 (令和二年十二月二十八日) から施行する。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令新

旧対照条文

目 次
○平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令(平成二十七年政令第二百五十六号)(第一条関係)・・・・・1
○厚生年金保険法施行令(昭和二十九年政令第百十号)(第二条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令(平成二十七年政令第二百五十八号)(第二条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)(第三条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令(昭和六十三年政令第五十号)(第三条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○文部科学省組織令(平成十二年政令第二百五十一号)(第三条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
〇平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令(令和元年政令第三号)(第四条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・

	坟大会特 別措置法施行令
	(平成二十七年政令第二百五十六
	一百五十六号)
(傍線の部分は改正部分)	(第一条関係)

する。 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と	する。
令第二百七号)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の	令第二百七号)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の
第三条 派遣職員に関する国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政	第三条 派遣職員に関する国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政
(派遣職員に関する国家公務員共済組合法施行令の特例)	(派遣職員に関する国家公務員共済組合法施行令の特例)
るのは、平成三十三年三月三十一日までを限度とする。	るのは、令和四年三月三十一日までを限度とする。
3 国が法第十四条の規定により国有財産を無償で使用させることができ	3 国が法第十四条の規定により国有財産を無償で使用させることができ
2 (略)	2 (略)
一~五 (略)	一~五 (略)
ち次に掲げる施設又はその附属施設の用に供されるものとする。	に掲げる施設又はその附属施設の用に供されるものとする。
償で使用させることができる国有財産は、同条に規定する国有財産のう	使用させることができる国有財産は、同条に規定する国有財産のうち次
ク競技大会特別措置法 (以下「法」という。) 第十四条の規定により無	技大会特別措置法(以下「法」という。)第十四条の規定により無償で
第一条 国が平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピッ	第一条 国が令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競
(国有財産の無償使用)	(国有財産の無償使用)
大会特別措置法施行令	特別措置法施行令
平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技	令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会
現行	改正後

派遣職員(令和三年東京オリンピック	継続長期組合員	附則第
(略)	(略)	(略)
若しくは組織委員会(令和三年東京オリンピック競技大会特別措置法第八条第一項ック競技大会特別措置法第八条第一項ック競技大会特別措置法第八条第一項が いっぱい かいしゅう かいり かいしゅう かいりょう はん はん かいりょう かいり	が負担すべき	号 項 四 丑 第 第 第 一 一 0
(略)	(略)	第二十
ものものまて又は前三号に掲ける者に弾する	Ę.	
に掲げる者で第一号から第四号の二	掲げる者に準ずる	
、第十三号、第十四号又は第十六号	まで又は前二号に	
五 国家公務員法第二条第三項第十号	号から第四号の二	
る派遣職員	に掲げる者で第一	
三十三号)第十七条第七項に規定す	四号又は第十六号	
会特別措置法(平成二十七年法律第	、第十三号、第十	
技大会・東京パラリンピック競技大	二条第三項第十号	第一項
四の七 令和三年東京オリンピック競	五 国家公務員法第	第二条

附則第	(尋)	号 項 四 I 第 第 第	第二十	第 第 二 項 条
		<u> </u>) <u>+</u>	
継続	(略)	が 自	略	玉 堪 丰 是 に 皿 、 一
長	(H	担担	щП	も 掲 ま 号 に 四 、二 の げ で か 掲 号 第 条 国
期組		が負担すべき		る又らげ又十第家 者は第るは三三公
継続長期組合員		き		の げる者 所
貝				
				ず 号 の 第 六 第 十 法 る に 二 一 号 十 号 第
派	(略	項 一 ン 京 若 に 項 ピ オ し お に ッ リ く	(略)	五 四 もまに、 定律技りの
派遣職員		項において同じ。)が負担すべき「項に規定する組織委員会をいう。」でリンピック競技大会特別措置法第八名がリンピック競技大会・東京パスを対しては組織委員会(平成三十二年	<u>ш</u> д	
		い規クンはて完競が組		ス げ 十 家 る 三 会 技 け る 三 公 派 十 特 大 平
平		(注) (注) (注) (注) (注) (注) (注) (注)		大会特別措置法 (平成二十大会特別措置法 (平成二十大会特別措置法 (平成二十大会特別措置法 (平成二十大会特別措置法 (平成二十方る派遣職員 事十二号、第十四号又は第 場がる者で第一号から第四掲げる者で第一号から第四掲げる者で第一号から第四 で又は前三号に掲げる者に
成		じる大 ク 委		三で、員職号措・三号第第法員)置東土
士) 織 特 技 会		第 法 京 二
车		か 妥 別 天 (掲 号 四 _
東		(平成三十二 (平成三十二 が負担すべき		 十二年東京オリ 東京パラリンピ 東京パラリンピ 東京パラリンピ 東京パラリンピ 第十四号又は第 第一号から第四 第一号から第四
才		り を 伝 泉 二 ベ い 第 京 十		日
(平成三十二年東京オリンピ		(平成三十二年東 (平成三十二年東 が負担すべき が負担すべき		大会特別措置法(平成二十七年法院技大会・東京パラリンピック競第三十三号)第十七条第七項に規大会特別措置法(平成二十七年法院主事会派遣職員 第三十三号)第十日条第三項第十号国家公務員法第二条第三項第十号目家公務員法第二条第三項第十号を表示。 第十三号、第十四号又は第十六号を表示。 第十三号、第十四号と表示。 第十三号、第十二号、第十三号、第十二号、第十二号、第十二号。 第十三号、第十二号、第十二号、第二号、第二号、第二号、第二号、第二号、第二号、第二号、第二号、第二号、第
ピ		次第川東		ず の 六 十 に 年 ク ピ る 二 号 号 規 法 競 ツ

(略)	(略)	(略)
員、継続長期組合員		
。第六項において同じ。)である組合		
を含む。)に規定する派遣職員をいう		
二十七条第一項において準用する場合		号
会特別措置法第十七条第七項(同法第		三項第
競技大会・東京パラリンピック競技大		八条第

〈派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例

第四条 略

2 •

(略)

4 るのは の各号に掲げるものは、 三条第二項各号列記以外の部分の項中「地方公共団体」とあるのは「次 するものとして警察共済組合の運営規則で定めるもの」と、 員については、これらに準ずる給与」とあるのは で定めるもの」と、 あるのは 他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」と 共済法第百四十二条第二項の表第二条第一項第五号の項中「とし、その 派遣警察庁所属職員等に関する地共済法の規定の適用については、 「準ずるものとして政令で定めるもの」と、「とし、その他の職 「並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則 同表第二条第一項第六号の項中「準ずるもの」とあ 当該各号に掲げる割合により、 「並びにこれらに相当 組合員の掛金及 同表第百十 地

(派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法等の特例

第四条 (略) (略)

2 • 3

4 他の職員については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」と の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、 三条第二項各号列記以外の部分の項中 するものとして警察共済組合の運営規則で定めるもの」と、 員については、これらに準ずる給与」とあるのは るのは「準ずるものとして政令で定めるもの」と、 で定めるもの」と、同表第二条第一項第六号の項中「準ずるもの」とあ あるのは 共済法第百四十二条第二項の表第二条第一項第五号の項中「とし、その 派遣警察庁所属職員等に関する地共済法の規定の適用については、 「並びにこれらに相当するものとして警察共済組合の運営規則 「地方公共団体」とあるのは 「並びにこれらに相当 「とし、その他の職 組合員の掛金及 同表第百十 次 地

競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年法律)は「「「「「「」」」

という。)及び国の」と、同表中「

第三十三号)第八条第一項に規定する組織委員会

(以下「組織委員会」

第百十三条第二項各号、第三項から第五項まで | 地方公共団体 | 国

」とあるのは

第百十三条第三項から第五項まで 地方公共団体 国 第百十三条第二項第三号 地方公共団体 組織委員会及び国

ے ک

			第百十六条第一項
公共団体等」という。)	職員団体(第三項において「地方	規定により地方公共団体	地方公共団体の機関
	職員団体	規定により国	国の機関

とあるのは「

	行政法人又は職員団体(第三	
組織委員会及び国	地方公共団体、特定地方独立	
可		
替えられた同条第		
の規定により読み		
第八十二条第五項	第八十二条第一項	
の機関	方独立行政法人又は職員団体	
組織委員会及び国	地方公共団体の機関、特定地	第百十六条第一項

会」という。)及び国の」と、同表中「岩に掲げる割合により、組合員の掛金並びに平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年の一分競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年の一次地方公共団体」と、「国の」とあるのは「第三号に掲げるものは、同び地方公共団体」と、「国の」とあるのは「第三号に掲げるものは、同

第百十三条第二項各号、第三項から第五項まで | 地方公共団体 | 国

とあるのは「

第百十三条第二項第三号	地方公共団体	組織委員会及び国
第百十三条第三項から第五項まで	地方公共団体	国

ک_ر

条第一項 地方公共団体の機関 国の		定により地方公共団体 規定に	職員団体(第三項において「地方 職員団体	公共団体等」という。)	第百十六条第一項 規定 地方	体(第三項において「地体(第三項において「地本)	員 定 ♂ 団 に 機
-----------------------	--	------------------	----------------------	-------------	----------------	--------------------------	------------------------

とあるのは「

	一行政法人又は職員団体(第三	
組織委員会及び国	地方公共団体、特定地方独立	
一項		
替えられた同条第		
の規定により読み		
第八十二条第五項	第八十二条第一項	
の機関	方独立行政法人又は職員団体	
組織委員会及び国	項 地方公共団体の機関、特定地	第百十六条第一項

」という。) 項において「地方公共団体等

」とする。

5 · 6 (略)

律第七十八号)第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしている者」条中「七 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成二十五年法三十七年政令第三百五十二号)第四十二条の規定の適用については、同三十七年政令第三百五十二号)第四十二条の規定の適用については、同7 派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法施行令(昭和 7

七の二 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラとあるのは、「七 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成二

リンピック競技大会特別措置法 (平成二十七年法律第三十三号) 第十七十五年法律第七十八号) 第二条第四項に規定する配偶者同行休業をして

いる者

条第七項に規定する派遣職員」とする。

遣職員にする防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等の特例)(法第二十七条第一項において準用する法第十七条第七項に規定する派

の第四欄に掲げる字句とする。 表の第二欄に掲げる字句とする。 表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる政令の適用については、同第七条 法第二十七条第一項において準用する法第十七条第七項に規定す

第四欄

第一

欄

第一

欄

第三欄

|項において「地方公共団体等

」という。

」とする。

5 · 6 (略)

律第七十八号)第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしている者」条中「七 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成二十五年法三十七年政令第三百五十二号)第四十二条の規定の適用については、同三十定警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法施行令(昭和派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法施行令(昭和

とあるのは、「七 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律(平成二

パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年法律第三十三号)第十五年法律第七十八号)第二条第四項に規定する配偶者同行休業をして

いる者

十七条第七項に規定する派遣職員」とする。

表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の末遺職員に関する次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同第七条 法第二十七条第一項において準用する法第十七条第七項に規定す(法第二十七条第一項において準用する法第十七条第七項に規定する派

第一欄 第二欄 第三欄

の第四欄に掲げる字句とする。

第 四 欄

								十八号)	第三百六	七年政令	昭和二十	施行令	する法律	与等に関	職員の給	防衛省の
					五項	の三第	第八条		<u>六</u>	<u>令</u>	<u>+</u>			関_	治 第五項	第八条
可じ。	(略)			°	という		(略)				た場合	業をし	同行休	配偶者		(略)
リンピック競技大会・東京パラリンピック同じ。)又は組織委員会(令和三年東京オ	(略)	いう。) れた職員(以下「組織委員会派遣職員」と	る同法第十七条第一項の規定により派遣さ別措置法第二十七条第一項において準用す	競技大会・東京パラリンピック競技大会特	という。)及び令和三年東京オリンピック		(略)		より派遣された場合	いて準用する同法第十七条第一項の規定に	年法律第三十三号)第二十七条第一項にお	ンピック競技大会特別措置法(平成二十七	年東京オリンピック競技大会・東京パラリ	配偶者同行休業をした場合若しくは令和三		(略)
								+	第	七	昭	施	す	与	職	防
								十八号)	第三百六	七年政令	昭和二十	施行令(する法律	与等に関	職員の給	防衛省の
					五項	の三第	第八条	十八号)	第三百六	七年政令	昭和二十	施行令(する法律	与等に関	職員の給 第五項	第八
)同じ。	(略)			°)	五項という	の三第	第八条(略)	十八号)	第三百六	七年政令	昭和二十 た場合 十七年法律第三十三号)第二十七条第一項	施行令(業をし ラリンピック競技大会特別措置法	する法律同行休	与等に関配偶者	の給第五	第

		九 号)	第百七十	昭和二十 三号	、法		
第 (十 第 百二			三号条第	第五十	(略)	
た 遺 交 済 員 れ 派	(略)	た 隊 員	業をし休	配 偶 者	略)	(略)	
交流派遣された隊員及び令和三年東京オリ 文流派遣された隊員及び令和三年東京オリ	(略)	準用する同法第十七条第一項の規定により準用する同法第十七条第一項の規定により	ック競技大会特別措置法(平成二十七年法京オリンピック競技大会・東京パラリンピ	配偶者同行休業をした隊員又は令和三年東	(略)	(略)	る組織委員会をいう。以下同じ。)競技大会特別措置法第八条第一項に規定す
		九 号)	第百七十	昭和二十 三号	、法		
	十 第 百 二			三 六 条 第	第五十	(略)	
た 遣 交 隊 さ 流 員 れ 派	(略)	た 隊 員	業をして	配偶者	(略)	(略)	
交流派遣された隊員及び平成三十二年東京 おいて準用する同法第十七条第一項の規定 おいて準用する同法第十七条第一項の規定 により派遣された隊員及び平成三十二年東京	(略)	、年法律第三十三号)第二十七条第一項の規定にいて準用する同法第十七条第一項の規定に	ンピック競技大会特別措置法(平成二十七年東京オリンピック競技大会・東京パラリ	配偶者同行休業をした隊員又は平成三十二	略)	(略)	定する組織委員会をいう。以下同じ。)。の分競技大会特別措置法第八条第一項に規

										<u> </u>	三十八号	令第四百	成七年政	行令(平	る法律施	等に関す	員の処遇	衛省の職	される防	等に派遣	国際機関第一条
規定に	一項の	七条第	同法第	用する	いて準	項にお	条第一	二十四	号) 第	二十四	第二百	年法律	成十一	律 (平	する法	流に関	人事交	の 間 の	企業と	と民間	十
											職員	七条第一項の規定により派遣されている	十七条第一項において準用する同法第十	法(平成二十七年法律第三十三号)第二	・東京パラリンピック競技大会特別措置	十一 令和三年東京オリンピック競技大会	れている職員	法第七条第一項の規定により交流派遣さ)第二十四条第一項において準用する同	る法律(平成十一年法律第二百二十四号	十 国と民間企業との間の人事交流に関す
										<u> </u>	三十八号	令第四百	成七年政	行令(平	る法律施	等に関す	員の処遇	衛省の職	される防	等に派遣	国際機関
規定に	一項の	七条第	同法第	用する	いて準	項にお	条第一	二十四	号)第	二十四	第二百	年法律	成十一	律 (平	する法	流に関	人事交	の 間 の	企業と	と民間	第一条 十 国
											いる職員	第十七条第一項の規定により派遣されて	第二十七条第一項において準用する同法	措置法(平成二十七年法律第三十三号)	大会・東京パラリンピック競技大会特別	十一 平成三十二年東京オリンピック競技	れている職員	法第七条第一項の規定により交流派遣さ)第二十四条第一項において準用する同	る法律(平成十一年法律第二百二十四号	十 国と民間企業との間の人事交流に関す

規	項の規			 項 の 規		
	条第一			条第一		
第二)第			第二		
号	十二号		万	十二号		
<u> </u>	第百二			第百二		
**************************************	年法律		伴	年法律		
七	平成七		7.	平成七		
· (いる職員	法律	号)	(職員	法律		号)
第十七条第一項の規定により派遣されて	関する	百八十八	七条第一項の規定により派遣されている	関する	八	百八十八
に第二十七条第一項にお	遇等に	政令第三	十七条第一項において準用する同法第十	遇等に	<u>=</u>	政令第三
処 措置法 (平成二十七年法律第三十三号)	員の	成十二年	法 (平成二十七年法律第三十三号) 第二	員の処	华	成十二年
職大会・東京パラリンピック競技大会特別	省の	政令(平	・東京パラリンピック競技大会特別措置	省の職	平	政令(平
衛 十一 平成三十二年東京オリンピ	る防衛	に関する		る防衛	る	に関する
れが過されている職員	遣され	人事交流	れ 派遣されている職員	遣され	流	人事交流
派 百二十二号)第二条第一項の規定により	等に派	との間の	派 百二十二号)第二条第一項の規定により	等に派	の	と の 間
関の処遇等に関する法律	際機関	民間企業	め の処遇等に関する法律 (平成七年法律第	際機関	<u></u>	民間企業
国 十 国際機関等に派遣される防衛省の職員	第一条十	防衛省と	国 十 国際機関等に派遣される防衛省の職員	条 十 国	第一	防衛省と
	員			員		
職	いる職		4取	いる職		
7	されて			されて		
遣	流派遣		追	流派遣		
交	より交		<u>火</u>	より交		

	員	いって	されて	り派遣	Ī
		い る 職	れて	造	(
			•		
	員	い る 職	されて	り派遣	j
		-			
1					

_
傍
線
0
部
分
は
改
正
部
分
_

する場合を含む。) に規定する派遣職員である第二号厚生年金被保険	場合を含む。)に規定する派遣職員である第二号厚生年金被保険者
大会特別措置法第十七条第七項(同法第二十七条第一項において準用	特別措置法第十七条第七項(同法第二十七条第一項において準用する
七 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技	七 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会
一~六 (略)	一~六 (略)
主が負担する。	主が負担する。
厚生年金被保険者の区分に応じ、当該各号に定める同項に規定する事業	厚生年金被保険者の区分に応じ、当該各号に定める同項に規定する事業
べき第二号厚生年金被保険者に係る保険料は、次の各号に掲げる第二号	べき第二号厚生年金被保険者に係る保険料は、次の各号に掲げる第二号
読み替えられた同条第一項の規定により同項に規定する事業主が負担す	読み替えられた同条第一項の規定により同項に規定する事業主が負担す
2 第二号厚生年金被保険者について、法第八十二条第四項の規定により	2 第二号厚生年金被保険者について、法第八十二条第四項の規定により
七・八 (略)	七・八 (略)
する組織委員会	組織委員会
大会特別措置法(平成二十七年法律第三十三号)第八条第一項に規定	特別措置法(平成二十七年法律第三十三号)第八条第一項に規定する
六 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技	六 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会
一~五 (略)	一~五 (略)
に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。	に規定する政令で定める者は、次のとおりとする。
第四条の二 法第八十二条第四項の規定により読み替えられた同条第一項	第四条の二 法第八十二条第四項の規定により読み替えられた同条第一項
る政令で定める者等)	る政令で定める者等)
(法第八十二条第四項の規定により読み替えられた同条第一項に規定す	(法第八十二条第四項の規定により読み替えられた同条第一項に規定す
現行	改正後

同法第八条第一項に規定する組織委員会及び国

八·九 (略

3 る政令で定める者は、 法第八十二条第五項の規定により読み替えられた同条第一項に規定す 次のとおりとする。

一 <u>~</u> 五. 略

特別措置法第八条第一項に規定する組織委員会 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会

七・八 (略)

4 厚生年金被保険者の区分に応じ、当該各号に定める同項に規定する事業 べき第三号厚生年金被保険者に係る保険料は、 読み替えられた同条第一項の規定により同項に規定する事業主が負担す 第三号厚生年金被保険者について、法第八十二条第五項の規定により 次の各号に掲げる第三号

一~六 (略) 主が負担する。

七 被保険者 特別措置法第十七条第七項に規定する派遣職員である第三号厚生年金 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会 同法第八条第一項に規定する組織委員会及び国

八・九

略

八・九

略

者 同法第八条第一項に規定する組織委員会及び国

八 • 九 (略)

3 る政令で定める者は、 法第八十二条第五項の規定により読み替えられた同条第一項に規定す

次のとおりとする。

一 <u>~</u> 五. (略)

六 大会特別措置法第八条第一項に規定する組織委員会 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技

七・八 (略)

4 厚生年金被保険者の区分に応じ、当該各号に定める同項に規定する事業 べき第三号厚生年金被保険者に係る保険料は、 読み替えられた同条第一項の規定により同項に規定する事業主が負担す 第三号厚生年金被保険者について、法第八十二条第五項の規定により 次の各号に掲げる第三号

一 ~ 六 (略) 主が負担する。

七 年金被保険者 大会特別措置法第十七条第七項に規定する派遣職員である第三号厚生 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技 同法第八条第一項に規定する組織委員会及び国

○平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令(平成二十七年政令第二百五十八号)(第二条関係)

(傍線の部分は改正部分)

	ĺ
2 (略)	2 (略)
員	
において準用する同法第十七条第一項の規定により派遣されている職	いて準用する同法第十七条第一項の規定により派遣されている職員
技大会特別措置法(平成二十七年法律第三十三号)第二十七条第一項	会特別措置法(平成二十七年法律第三十三号)第二十七条第一項にお
九 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技	九 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技技大
一~八 (略)	一~八 (略)
員とする。	員とする。
第五条 法第十四条第一項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職	第五条 法第十四条第一項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職
(法第十四条第一項に規定する政令で定める職員等)	(法第十四条第一項に規定する政令で定める職員等)
現	改正後

_
傍
線
0
部
分
は
改
Ī
部
分
$\overline{}$

開催される東京オリンピック競技大会(ニにおいて「東京オリンピッ	開催される東京オリンピック競技大会(ニにおいて「東京オリンピッ
る者 当該給与のうち、当該外国法人が国内において行う令和二年に	る者 当該給与のうち、当該外国法人が国内において行う令和三年に
号イに掲げる給与をいう。以下この項において同じ。	号イに掲げる給与をいう。以下この項において同じ。)の支払を受け
四 次に掲げる外国法人から給与(所得税法第百六十一条第一項第十二	四 次に掲げる外国法人から給与(所得税法第百六十一条第一項第十二
二・三 (略)	二・三(略)
又は当該競技において収めた成績に基因するもの	又は当該競技において収めた成績に基因するもの
該参加のために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。	該参加のために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。)
イ又は第十七号に掲げる国内源泉所得のうち、当該競技への参加	イ又は第十七号に掲げる国内源泉所得のうち、当該競技への参加(当
施される競技に参加する選手 所得税法第百六十一条第一項第十二号	施される競技に参加する選手 所得税法第百六十一条第一項第十二号
ピック競技大会(以下この項において「大会」という。)において実	ピック競技大会(以下この項において「大会」という。)において実
泉所得をいう。)とする。	泉所得をいう。)とする。
に定める国内源泉所得(所得税法第百六十一条第一項に規定する国内源	に定める国内源泉所得(所得税法第百六十一条第一項に規定する国内源
令で定める国内源泉所得は当該各号に掲げるものの区分に応じ当該各号	令で定める国内源泉所得は当該各号に掲げるものの区分に応じ当該各号
る非居住者は非居住者で次の各号に掲げるものとし、同項に規定する政	る非居住者は非居住者で次の各号に掲げるものとし、同項に規定する政
第二十六条の三十三 法第四十一条の二十三第一項に規定する政令で定め	第二十六条の三十三 法第四十一条の二十三第一項に規定する政令で定め
ック競技大会に参加等をする非居住者等に係る課税の特例)	ック競技大会に参加等をする非居住者等に係る課税の特例)
(令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピ	(令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピー
現	改正後

及び第三項第一号において「東京オリンピック競技大会関連業務」とク競技大会」という。)の円滑な準備又は運営に関する業務(第七号

いう。)に係る勤務に基因するもの

イ〜ニ (略)

大会関連業務」という。)に係る勤務に基因するもの 支払を受ける者 当該給与のうち、当該外国法人が国内において行う 支払を受ける者 当該給与のうち、当該外国法人が国内において行う の 第三十九条の三十三の三第一項第二号に掲げる外国法人から給与の

六~十一 (略)

2~4 (略)

ック競技大会に関連する業務を行う外国法人に係る課税の特例) (令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピ

る業務として行う事業に係るものとする。 国内源泉所得で当該各号に掲げる外国法人の区分に応じ当該各号に定め令で定める国内源泉所得は法人税法第百三十八条第一項第一号に掲げるの定かの国法人は次の各号に掲げる外国法人とし、同項に規定する政令に第三十九条の三十三の三 法第六十七条の十六の二第一項に規定する政令に

という。)の円滑な準備又は運営に関する業務大会(以下この号及び第三号において「東京オリンピック競技大会」一次に掲げる外国法人、令和三年に開催される東京オリンピック競技

イ・ロ (略

いう。)に係る勤務に基因するもの及び第三項第一号において「東京オリンピック競技大会関連業務」とク競技大会」という。)の円滑な準備又は運営に関する業務(第七号

イ〜ニ (略)

六~十一 (略)

2~4 (略)

という。)の円滑な準備又は運営に関する業務大会(以下この号及び第三号において「東京オリンピック競技大会」一次に掲げる外国法人(令和二年に開催される東京オリンピック競技

イ・ロ (略)

る外国法人 東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関び次号において「東京パラリンピック競技大会」という。)を主催す二 令和三年に開催される東京パラリンピック競技大会(以下この号及

2 (略) 三〜五 (略)

する業務

ピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関連する業務を行うれては、これらの規定中「規定は、」とあるのは、「規定は、租税特別がは、これらの規定中「規定は、」とあるのは、「規定は、租税特別の法に行う第二百三条第一項及び第二百十一条第一項の規定の適用についる。 法第六十七条の十六の二第一項の規定の適用がある場合における法人

2 (略) で次号において「東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務 三〜五 (略)

二 令和二年に開催される東京パラリンピック競技大会(以下この号及

3 法第六十七条の十六の二第一項の規定の適用がある場合における法人 外国法人に係る課税の特例)の規定並びに」とする。 外国法人に係る課税の特例)の規定は、」とあるのは、「規定は、租税特別 外国法人に係る課税の特例)の規定の適用がある場合における法人

4 (略)

4

(略

外国法人に係る課税の特例)

の規定並びに」とする。

- 16 -

	が行った
	・旅名字(昭和ガー三年政学第五十号)
	(第三多][6]
(傍	
(傍線の部分は改正部分)	

改正後	現
別表第一 貨幣の素材等(第一条関係)	別表第一 貨幣の素材等(第一条関係)
一~六 (略)	一~六 (略)
七 百円の貨幣のうち令和三年に開催される東京オリンピック競技大会	七 百円の貨幣のうち令和二年に開催される東京オリンピック競技大会
及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行するもの	及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行するもの
(表略)	(表略)
八~二十六 (略)	八~二十六 (略)
二十七 五百円の貨幣のうち令和三年に開催される東京オリンピック競	二十七 五百円の貨幣のうち令和二年に開催される東京オリンピック競
技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行するもの	技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行するもの
(表略)	(表略)
二十八~三十七 (略)	二十八~三十七 (略)
三十八 千円の貨幣のうち令和三年に開催される東京オリンピック競技	三十八 千円の貨幣のうち令和二年に開催される東京オリンピック競技
大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行するもの	大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行するもの
(表略)	(表略)
三十九~五十三 (略)	三十九~五十三 (略)
五十四 一万円の貨幣のうち令和三年に開催される東京オリンピック競	五十四 一万円の貨幣のうち令和二年に開催される東京オリンピック競
技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行するもの	技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行するもの
(表略)	(表略)
五十五~五十七 (略)	五十五~五十七 (略)

別表第四 別表第三 四十九~五十一 四十八 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラ 三十三~四十七 三十二 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラ 二十一 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラ 三~二十 二十二~三十一 リンピック競技大会を記念するため発行する一万円の記念貨幣 リンピック競技大会を記念するため発行する千円の記念貨幣 万二千枚 リンピック競技大会を記念するため発行する五百円の記念貨幣 十八万枚 ピック競技大会を記念するため発行する百円の記念貨幣 万三千枚 一万二千枚 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリン (略) 記念貨幣の発行枚数(第三条関係) 貨幣の価額 貨 (略) (略) (略) (第四条関係) 幣 七千八百九 価 百三十 額 <u>+</u> 八百 別表第四 別表第三 四十九~五十一 四十八 令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラ 三十三~四十七 三十二 令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラ 二十二~三十一 二十一 令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラ 三 --+ リンピック競技大会を記念するため発行する千円の記念貨幣 リンピック競技大会を記念するため発行する五百円の記念貨幣 ピック競技大会を記念するため発行する百円の記念貨幣 リンピック競技大会を記念するため発行する一万円の記念貨幣 万二千枚 十八万枚 一万二千枚 万三千枚 令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリン (略) 記念貨幣の発行枚数(第三条関係) 貨幣の価額 貨 (略) (略) 略 (略) (第四条関係 幣 七千八百九 価 百三十 額 十 二 八百

四十一 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及 七万九 四十一 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及 七万九 四十一 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及 七万九 四十一 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及 七万九	(略) (略) (略) (略)	三十一 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及 八千七 三十一 令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及 八千七 三十一 令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及	日本の製造に要する費用が一万円を超え、かつ、特殊な技術を
で、別表第一第三十 千百七ヶるため発行する千 千百七ヶるため発行する千 十三円を含むもののうちそ 十三円ヶの、特殊な技術を用	(略)	で、一枚を容器に入り、特殊な技術を用り、特殊な技術を用り、特殊な技術を用り、特殊な技術を用り、特殊な技術を用り、特殊な技術を用り、特殊な技術を用り、特殊な技術を容器に入りません。	で、 一枚を容器に ので、 一枚を容器に ので、 一枚を容器に

その製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術とといって、その素材に銀を含むもののうちと、というでは、	パラリンピック競技大会を記念するため発行する千	ロ 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及び ローロー・ロー・	第一第五十四号に掲げる各形式のもの	技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、別表 技	ちその製造に要する費用が一万円を超え、かつ、特殊な 5	万円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののう 万	東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する一 十三円 東	イ <u>令和三年</u> に開催される東京オリンピック競技大会及び 二百七 イ	たもの 万七千 たもの	四十三 次に掲げる貨幣で、それぞれ一枚を容器に組み入れ 六十二 四十三	に組み入れたものに組み入れたもの	八号ニ、チ及びヲに掲げるものにつきそれぞれ一枚を容器	いて製造し表面に光沢を持たせたもので、別表第一第三十	の製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用 円 の製	円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちそ 九十一 円の	び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する千 千三百 / び東	四十二 令和三年に開催される東京オリンピック競技大会及 二万六 四十二	ものにつきそれぞれ一枚を容器に組み入れたもの
その製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうち	- ^ ^ ^ ^ の の の の の の の の の の の の の の の	令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及び	第一第五十四号に掲げる各形式のもの	技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、別表	ちその製造に要する費用が一万円を超え、かつ、特殊な	万円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののう	東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する一	令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及び 二百七	00	一 次に掲げる貨幣で、それぞれ一枚を容器に組み入れ 六十二	に組み入れたもの	7二、チ及びヲに掲げるものにつきそれぞれ一枚を容器	て製造し表面に光沢を持たせたもので、別表第一第三十	の製造に要する費用が千円を超え、かつ、特殊な技術を用	円の記念貨幣であつて、その素材に銀を含むもののうちそ	び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する千 千三百	令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及 二万六	のにつきそれぞれ一枚を容器に組み入れたもの

第三十八号ハからカまでに掲げるものを用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、別表第一

形式のもの のうち特殊な技術を用いて製造し表面に 形式のもの 形式のもの のうち特殊な技術を用いて製造し表面に 形式のもの のうち、 のっち、 のっ

を持たせたもので、別表第一第七号に掲げる各形式の 用の記念貨幣のうち特殊な技術を用いて製造し表面に光 用の記念貨幣のうち特殊な技術を用いて製造し表面に光 で利三年に開催される東京オリンピック競技大会及び

第三十八号ハからカまでに掲げるものを用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、別表第一

令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及び 令和二年に開催される東京オリンピック競技大会を記念するため発行する五 東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する五 を利二年に開催される東京オリンピック競技大会及び

令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及び で持たせたもので、別表第一第七号に掲げる各形式の での記念貨幣のうち特殊な技術を用いて製造し表面に光 東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する百

もの

(傍線
\mathcal{O}
部
分
は
改
正
部
分
\ /

二 (略)	二 (略)
ピック競技大会に関すること。	ピック競技大会に関すること。
一令和二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリン	
どる。	どる。
第九十条 オリンピック・パラリンピック課は、次に掲げる事務をつかさ	第九十条 オリンピック・パラリンピック課は、次に掲げる事務をつかさ
(オリンピック・パラリンピック課の所掌事務)	(オリンピック・パラリンピック課の所掌事務)
現	改 正 後

○平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律施行令(令和元年政令第三号)(第四条関係)

(傍線の部分は改正部分)

(略) (略) (略) (略)	第一欄 第二欄 第 三 欄 第 四 欄	表の第四欄に掲げる字句とする。	同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同	する派遣職員に関する次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、	第七条 法第三十五条第一項において準用する法第二十五条第七項に規定	派遣職員に関する防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等の特例)	(法第三十五条第一項において準用する法第二十五条第七項に規定する	2 (略)	十 (略)	て準用する同法第十七条第一項の規定により派遣されている職員	特別措置法(平成二十七年法律第三十三号)第二十七条第一項におい	九 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会	一~八 (略)	職員とする。	第六条 法第三十五条第一項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる	(法第三十五条第一項に規定する政令で定める職員等)	改 正 後
(略)	第一欄	表の第四間	同表の第二欄に	する派遣職員に	第七条 法等	派遣職員	(法第三-	2 (略)	十 (略)	おいて	大会特別	九平成一	一~八	職員とする。	第六条 法	(法第三-	
(略)	第二欄	欄に掲げる			第三十五条	に関する防	(法第三十五条第一項にお			いて準用する同	別措置法(平成三十二年東	(略)	る。 -	第三十五条	十五条第一	
(略)	第三欄	第四欄に掲げる字句とする。	る規定中同表の第三欄	る次の表の第一欄に掲げ	第一項において準用する	に関する防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等	項において準用する法			法第十七条第一項の規	平成二十七年法律第三	京オリンピック競技大			法第三十五条第一項に規定する政令で定める職員は、	、法第三十五条第一項に規定する政令で定める職員等)	現
(略)	第四欄		掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同	関する次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、	法第三十五条第一項において準用する法第二十五条第七項に規定	関する法律施行令等の特例)	いて準用する法第二十五条第七項に規定する			る同法第十七条第一項の規定により派遣されている職員	大会特別措置法(平成二十七年法律第三十三号)第二十七条第一項に	年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技			で定める職員は、次に掲げる	める職員等)	

ル ド カ ッ	一年ラグ	平成三十					六号)	三百五十	年政令第	成二十七	行令(平	措置法施	大会特別	ッ ク 競 技	ラリンピ	・東京パ	競技大会	ンピック	東京オリ	令和三年
	項	第五条第																	項	第六条第
競技大会特別措置法東京パラリンピック	ンピック競技大会・	九 令和三年東京オリ										れている職員	の規定により派遣さ	る同法第四条第一項	一項において準用す	十四号)第十四条第	成二十七年法律第三	大会特別措置法(平	ビーワールドカップ	九 平成三十一年ラグ
会特別措置法(平成二パラリンピック競技大	ピック競技大会・東京	九 令和三年東京オリン	されている職員	一項の規定により派遣	する同法第二十五条第	条第一項において準用	律第十八号)第三十五	法律(平成三十一年法	要な特別措置に関する	備及び運営のために必	される国際博覧会の準	十 平成三十七年に開催	遣されている職員	第一項の規定により派	て準用する同法第四条	第十四条第一項におい	七年法律第三十四号)	特別措置法(平成二十	ーワールドカップ大会	九 平成三十一年ラグビ
ルドカッビーワー	一年ラグ	平成三十					五十六号	令第二百	十七年政	(平成二	法施行令	特別措置	競技大会	ンピック	京パラリ	大会・東	ック競技	オリンピ	二年東京	平成三十
											1-1	ш.	\preceq	/	2	東	技			
	項	第五条第									14 1	<u> Ŀ </u>	五	<u> </u>	<u> </u>	東	技	<u> </u>	項	第六条第
ック競技大会特別措会・東京パラリンピ	一項 オリンピック競技大	第五条第 九 平成三十二年東京 九									131	れている職員	の規定により派遣さ	る同法第四条第一項	一項において準用す	東 十四号)第十四条第	技 成二十七年法律第三	大会特別措置法(平	_	第六条第 九 平成三十一年ラグ 九

										十八号)	第二百五	七年政令	平成二十	施行令(別措置法	プ大会特
										員	り派遣されている職	条第一項の規定によ	準用する同法第十七	七条第一項において	第三十三号)第二十	(平成二十七年法律
されている職員	一項の規定により派遣	する同法第二十五条第	条第一項において準用	律第十八号)第三十五	法律(平成三十一年法	要な特別措置に関する	備及び運営のために必	される国際博覧会の準	十 平成三十七年に開催		員	より派遣されている職	十七条第一項の規定に	おいて準用する同法第)第二十七条第一項に	十七年法律第三十三号
										十八号)	第二百五	七年政令	平成二十	施行令(別措置法	プ大会特
										る職員	により派遣されてい	十七条第一項の規定	いて準用する同法第	二十七条第一項にお	法律第三十三号)第	置法(平成二十七年
されている職員	一項の規定により派遣	する同法第二十五条第	条第一項において準用	律第十八号)第三十五	法律(平成三十一年法	要な特別措置に関する	備及び運営のために必	される国際博覧会の準	十 平成三十七年に開催		る職員	定により派遣されてい	法第十七条第一項の規	項において準用する同	三号)第二十七条第一	成二十七年法律第三十



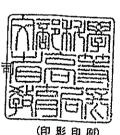
30ス庁第236号 平成30年7月26日

各国公私立大学長 各国公私立高等専門学校長 殿

スポーツ庁次長 今 里



文部科学省高等教育局長 義 本 博



平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会 特別措置法及び平成31年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の 一部を改正する法律による国民の祝日に関する法律の特例措置等を踏 まえた対応について(通知)

・平成3.0年7月20日付け30ス庁第235号で通知したとおり、「平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成31年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律」が平成30年6月20日に公布されました。

この法律では、東京オリンピック競技大会の開会式前日等について、国内外要人や大会関係者の安全・円滑な輸送及び警備と経済活動や日常生活の両立を図るため、国民の祝日に関する法律の特例として、平成32年に限り、海の日を7月23日に、体育の日を7月24日に、山の日を8月10日にすることとしています。

ついては、平成32年度の学事暦の設定に当たっては、この法律の趣旨を踏まえて、各大学等において適切に対応いただくようお願いします。

また、平成28年4月21日付け28ス庁59号で通知したとおり、学生が、オリンピック・パラリンピック競技大会等に参加することは、競技力の向上のみならず、 責任感などの高い倫理性とともに、忍耐力、決断力、適応力、行動力、協調性などの 涵養の観点からも意義があるものと考えられます。さらに、学生が、大学等での学修成果等を生かしたボランティア活動を行うことは、将来の社会の担い手となる学生の 社会への円滑な移行促進の観点から意義があるものと考えられます。この観点から、 平成32年度の学事暦を変更する予定の大学もあるところです。

各大学等において、例えば、学生の同大会等への参加や同大会に係るボランティア 活動への参加のため、学事暦の変更等を行う場合は、下記の諸点にも留意していただ

- 1 各大学の学則において、授業日や休業日の変更等についての手続きが予め規定されている場合には、平成32年度の学事暦について、例えば、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催期間中(平成32年7月24日~8月9日、8月25日~9月6日)に、授業・試験を行わないようにするため、授業開始日の繰上げや祝日授業の実施の特例措置を講ずることなどが可能であり、学則の変更や文部科学大臣への届出を要しないこと。
- 2 1 の学則の規定に基づく特例措置によらず、学則の変更が必要となるような 学事暦の変更により対応を行う場合には、次の諸点にも留意する必要があること。 なお、(3) については、1 の学則の規定に基づく特例措置による場合にも、留 意する必要があること。
- (1) 平成25年3月29日付け24文科高第962号で通知しているとおり、 各授業科目の授業期間について、10週又は15週にわたる期間を単位として 行うことを原則としつつ、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげる ことができると認められる場合には、各大学及び短期大学における創意工夫に より、より多様な授業期間の設定が可能となっていること。
- (2) 10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要に加 え、10週又は15週を期間として行う場合と同等以上の十分な教育効果を上 げることができると認められることが必要であること。
- (3)授業期間の弾力化は、単位の修得に必要な授業時間を変更するものでなく、 我が国の大学の単位制度の国際的通用性の観点から、基準に適合するよう十分 留意すること。
- (4) 学期, 授業を行わない日及び授業日時数については, 学則に記載することと されていることから, 学則の変更が必要となるような学事暦の変更を行う場合 には、公私立大学にあっては、文部科学大臣への届出が必要となること。

【添付書類】

- 1 学生のオリンピック・パラリンピック競技大会及び同大会に係るボランティ ア活動等への参加に当たっての教育上の配慮について(通知)(平成28年4月 21日付け28ス庁第59号)
- 2 大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令の施行等について (通知)(平成25年3月29日付け24文科高第962号)

【本件連絡先】

(オリパラ特措法・ラグビー特措法一部改正法関係)

スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課

中平, 米山

電話:03-5253-4111 (內線 3494)

FAX: 03-6734-3955

(大学の学事暦等の取扱い関係)

文部科学省高等教育局大学振興課

塚田, 中村

電話: 03-5253-4111 (内線 3338)

FAX; 03-6734-3387



2 8 ス 庁 第 5 9 号 平成 2 8 年 4 月 2 1 日

各国公私立大学長 各国公私立高等専門学校長

ス ポ ー ツ 庁 次 長 髙 楯 道



(印影印刷)

文部科学省高等教育局長 常 盤



(印形印刷)

学生のオリンピック・パラリンピック競技大会及び同大会 に係るボランティア活動等への参加に当たっての教育上の 配慮について (通知)

平成32年に東京においてオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会が開催されることとされており、今後、これらの競技大会及びこれらの競技大会に向けた選手強化合宿等(以下「オリンピック・パラリンピック競技大会等」という。)に学生が参加したり、オリンピック・パラリンピック競技大会等の会場及びその周辺地域において学生がボランティア活動に参加したりすることが見込まれるところです。

学生が、オリンピック・パラリンピック競技大会等に参加することは、競技力の向上のみならず、責任感などの高い倫理性とともに、忍耐力、決断力、適応力、行動力、協調性などの涵養の観点からも意義があるものと考えられます。また、学生が、大学等での学修成果等を生かしたボランティア活動を行うことは、将来の社会の担い手となる学生の社会への円滑な移行促進の観点から意義があるものと考えられます。

一方,大学における1単位の授業科目に必要な学修時間,大学等が学生に単位を与える際の要件,卒業要件等については,大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)等に定めがおかれており,各大学等においては、日頃か

ら学生の学修時間の確保に努めていただいているところです。

ついては、学生が、オリンピック・パラリンピック競技大会等に参加する 場合や同大会に係るボランティア活動に参加する場合には、下記の諸点にも 留意して、学生への適切な指導等を行っていただくようお願いします。

記

1. 学生が選手又は指導者(日本オリンピック委員会強化指定選手、日本バラリンピック委員会強化指定選手及び各競技団体が認定する強化指定選手が強化活動を行う際に必要なアシスタントパートナーや競技パートナー等を含む)としてオリンピックパラリンピック競技大会等に参加する場合

オリンピック・パラリンピック競技大会等に選手又は指導者として参加を 認められた学生が、十分な授業時間・学修時間を確保しつつ、これらに参加 することができるよう、各大学等において、必要に応じ、補齢・追試の実施 やレポートの活用による学修評価などを行うなど、適切な配慮を齢じること。

2. 学生がオリンピック・パラリンピック競技大会等に係るボランティア活動に 参加する場合

各大学等の判断により、ボランティア活動が授業の目的と密接に関わる場合は、オリンピック・パラリンピック競技大会等の会場や、会場の周辺地域等におけるボランティア活動の実践を実習・演習等の授業の一環として位置付け、単位を付与することができること。

[本件連絡先]

○オリンピック・パラリンピック競技大会等への参加について スポーツ庁競技スポーツ課

電話:03-5253-4111 (内線 2679)

○学生に対する修学上の配慮及び単位の付与について

文部科学省高等教育局大学振興課

電話: 03-5253-4111 (内線 3338)



24文科高第962号 平成25年3月29日

各国公和立大学長 独立行政法人大学評価・学位授与機構理事長 独立行政法人日本学生支援機構理事長 独立行政法人大学入試センター理事長 大学を設置する各地方公共団体の長 大学を設置する各学校設置会社の代表取締役 大学を設置する各学校設置会社の代表取締役 大学を設置する各学校設置会社の代表取締役 大学を設置する各学校設置会社の代表取締役 大学を設置する各学校設置会社の代表取締役 大学を設置する各学校設置会社の代表取締役 大学を設置する各学校設置会社の代表取締役

殿

文部科学省高等教育局長 板 東 久 美



大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令の施行等 について (通知)

このたび、別添のとおり、「大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令 (平成25年文部科学省令第13号)」が平成25年3月29日に公布され、平成25年 4月1日に施行されることとなりました。

今回の改正の趣旨は、平成24年8月の中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」の考え方を踏まえ、学生の主体的な学びを促進するため、各大学及び短期大学における創意工夫により、より多様な授業期間の設定を可能にするものです。

これらの省令の概要及び留意事項等は下記のとおりですので、十分御了知の上、その運 用に当たって遺漏のないようお取り計らい願います。

記

第1 改正の概要

1 大学及び短期大学における授業期間

各授業科目の授業期間について、10週又は15週にわたる期間を単位として行うことを原則としつつ、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることが

できると認められる場合には、各大学及び短期大学における創意工夫により、より 多様な授業期間の設定を可能にすること。(大学設置基準第23条及び短期大学設置基準第9条関係)

第2 留意事項

1 今回の改正は、知識伝達型の授業から、教員と学生が双方向に意思疎通を図る授業への改善を行うなど、各大学の創意工夫により、学生の主体的な学びを促進するためのものであり、従来から一般的である週1回の講義に限らず、同一科目の週複数回講義等の実施や、講義とフィールドワークを組み合わせた授業科目の実施、サービス・ラーニングの導入等、授業のあり方の多様化を推進するため、弾力的な学事暦の設定を可能とするものであること。

また、学事暦の弾力化を通じて、諸外国の大学の学生や教員との交流が促進されることも想定されること。

- 2 10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要に加え、1 0週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげる ことができると認められることが必要であること。
- 3 今回の改正は、授業期間の弾力化であり、単位の修得に必要な授業時間を変更するものではなく、例えば、講義及び演習であれば、15時間から30時間の範囲の授業をもって1単位とするという大学設置基準第21条及び短期大学設置基準第7条に定めた単位の計算方法に基づき、我が国の大学の単位制度の国際的通用性の観点から、基準に適合するよう引き続き十分留意すること。
- 4 学期,授業を行わない日及び授業日時数については,学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第4条第1項の規定により,学則に記載することとされていることから,学事暦を変更する場合には,学則の変更が必要になること。この場合,公私立大学にあっては,学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第26条第1項第3号又は学校教育法施行規則第2条第1号の規定に基づき,文部科学大臣への届出が必要となること。
- ※ サービス・ラーニングとは、教育活動の一環として、一定の期間、地域のニーズ等を踏まえた社会奉任活動 を体験することによって、それまで知識として学んできたことを実際のサービス体験に生がし、また実際のサ ービス体験から自分の学問的取組や進路について新たな視野を得る教育プログラム。

【本件担当】

文部科学省高等教育局 大学振興課法規係

TEL 03-5253-4111(内線:2911)

FAX 03-6734-3387

E-Mail daigakuc@mext.go.jp

〇文部科学省令第十三号

学校教育法 (昭和二十二年法律第二十六号) 第三条の規定に基づき、 大学設置基準及び短期大学設置基準

の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

文部科学大臣 下村 博文

大学設置基準及び短期大学設置基準の一

部を改正する省令

(大学設置基準の一部改正)

第一条 大学設置基準 (昭和三十一年文部省令第二十八号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中 「特別の必要がある」を「必要があり、 かつ、十分な教育効果をあげることができる」に、

「これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる」を「この限りでない」に改める。

(短期大学設置基準の一部改正)

第二条 短期大学設置基準 (昭和五十年文部省令第二十一号) の一部を次のように改正する。

第九条中 「特別の必要がある」を 「必要があり、 かつ、十分な教育効果をあげることができる」に、 Ę

附則

れらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる」を「この限りでない」に改める。

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

〇大学設置基準(昭和三十一年文部省令第二十八号)

徐
線
部分
は改
正部
沙

改 正 案	現	行
. 育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教第二十三条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位(各授業科目の授業期間)	(各授業科目の授業期間) (各授業科目の授業は、第二十三条 各授業科目の授業は、	ができる。 ができる。 これらの期間より短い特定の期間において授業を行うこと る場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うこと として行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められ 二十三条 各授業科目の授業期間)
○短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)		(傍線部分は改正部分)
改 正 案	現	行
第九条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位とし(各授業科目の授業期間)	第九条 各授業科目の授業は、(各授業科目の授業期間)	の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位とし業期間) ,

て行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効

て行うものとする。ただし、教育上特別の必要があると認められる場

合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことがで

果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

きる。

大学設置基準及び短期大学設置基準の一部を改正する省令について

第一 改正の趣旨

平成24年8月の中央教育審議会答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて」の考え方を踏まえ、学生の主体的な学びを促進するため、各大学及び短期大学における創意工夫により、より多様な授業期間の設定を可能にする。

第二 改正の概要

大学及び短期大学における各投業科目の授業期間について、10週又は15週にわたる期間を単位として行うこととする現行制度の考え方は原則としつつ、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合には、より多様な授業期間の設定を可能にする。

第三 施行期日

この改正は、平成25年4月1日から施行するものとする。